

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に
関する省令 新旧対照条文

目次

○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第一条関係）	1
○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（第二条関係）	9
○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年 厚生労働省令第三十七号）（第三条関係）	13
○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）（第四条関係）	18

改正後	改正前
<p>（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等） 第三百三十一条の十三（略）</p> <p>2 前項の届出であつて、<u>同項第三号から第八号までに掲げる地域密着型サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準） 第三百三十二条の三の二 法第七十九条第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。</p> <p>（聴聞決定予定日の通知） 第四百四十条の二十八 法第十五条の十二第四項第二号の二の規定による通知をするときは、法第十五条の十七第一項の規定による検</p>	<p>（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等） 第三百三十一条の十三（略）</p> <p>2 前項の届出であつて、<u>同項第二号から第六号までに掲げる地域密着型サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。</u></p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設） （聴聞決定予定日の通知） 第四百四十条の二十八 法第十五条の十二第三項第二号の二の規定による通知をするときは、法第十五条の十七第一項の規定による検</p>

査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の三十四の二 法第百十五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

（法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（新設）

（法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センターは、次号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

-
- (1) 保健師その他これに準ずる者 一人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人
- (3) 主任介護支援専門員（第四百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人
- ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。
- (1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合
- (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、イの基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が
-

適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号ロにおいて同じ。)において認められた場合

(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人(うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人

二 法第百十五條の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次イ及びロに掲げる基準

二 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

イ 地域包括支援センターは、前項イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるよう
に導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

イ 保健師その他これに準ずる者 一人

ロ 社会福祉士その他これに準ずる者 一人

ハ 主任介護支援専門員（第四百十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人

三 前号の規定にかかわらず、次のイからハまでのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

イ 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合

ロ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する

一部事務組合若しくは広域連合であつて、前号の基準によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（次号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。ハにおいて同じ。）において認められた場合

ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域に おける第一号被 保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未 満	前号イからハまでに掲げる者のうちから 一人又は二人
おおむね千人以 上二千未満	前号イからハまでに掲げる者のうちから 二人（うち一人は専らその職務に従事す る常勤の職員とする。）
おおむね千人 以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤の前号イに 掲げる者一人及び専らその職務に従事す る常勤の前号ロ又はハに掲げる者のい ずれか一人

四 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二條第三項に

規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

二の二 法第四十二条第四項、法第四十二条の三第四項、法第四十五条第九項、法第四十七条第五項、法第四十九条第四項、法第五十四条第四項、法第五十四条の三第四項、法第五十七条第九項及び法第五十九条第五項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号の二

二の三〇七 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五条の四 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

二の二 法第四十二条第四項、法第四十二条の三第四項、法第四十五条第九項、法第四十七条第四項、法第四十九条第四項、法第五十四条第四項、法第五十四条の三第四項、法第五十七条第九項及び法第五十九条第四項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第三号の二

二の三〇七 (略)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）抄
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第四十七条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第八十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号</p>	<p>目次</p> <p>第一章 基本方針（第一条）</p> <p>第二章～第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第一章 基本方針</p> <p>（新設）</p>

に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条（第三十条において準用する場合に限る。）及び第三条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準

二 法第四十七条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十条において準用する場合に限る。）、第十三条第一項第七号、第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号（第三十条において準用する場合に限る。）、第二十三条（第三十条において準用する場合に限る。）並びに第二十七条（第三十条において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 法第八十一条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条及び第三条の規定による基準

四 法第八十一条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第十二条第一項第七号、

第九号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第二十五号、第二十三条並びに第二十七条の規定による基準

五 法第四十七条第一項第一号又は第八十一条第一項若しくは第二項の規定により、法第四十七条第二項第一号及び第二号並びに第八十一条第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準
この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 3 4 (略)

(従業員の員数)

第二条 (略)

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(基本方針)

第一条 指定居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 3 4 (略)

(従業員の員数)

第二条 (略)

2 前項に規定する員数の標準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 3 7 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 3 8 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 3 7 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 3 8 (略)

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十〇二十五 (略)

(準用)

第三十条 第一条の二、第二章及び第三章(第二十六条第六項及び第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

十〇二十五 (略)

(準用)

第三十条 第一章から第三章(第二十六条第六項及び第七項を除く。)
[ま]での規定は、基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十八条」とあるのは「第三十条において準用する第十八条」と、第十条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第四十六条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第二項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）抄
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 基準該当介護予防支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第五十九条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る法第百十五条の二十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>目次</p> <p>第一章 基本方針（第一条）</p> <p>第二章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 基本方針</p> <p>（新設）</p>

一 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条（第三十二条において準用する場合に限る。）及び第三条（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準

二 法第五十九条第一項第一号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項（第三十二条において準用する場合に限る。）、第五条（第三十二条において準用する場合に限る。）、第二十二条（第三十二条において準用する場合に限る。）並びに第二十六条（第三十二条において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 法第百十五条の二十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二条及び第三条の規定による基準

四 法第百十五条の二十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条第一項及び第二項、第五条、第二十二条並びに第二十六条の規定による基準

五 法第五十九条第一項第一号又は第百十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十九条第二項第一号及び第二号並びに第百十五条の二十四第三項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参

酌すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2・3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること

(基本方針)

第一条 指定介護予防支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2・3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第一条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等に

等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～7 (略)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第五項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

二・三 (略)

- 四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～二十六 (略)

つき説明を行い、理解を得なければならない。

3～7 (略)

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第四号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

二・三 (略)

- 四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一章、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～二十六 (略)

(準用)

第三十二条 第一条の二及び第二章から前章(第二十五条第六項及び第七項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条において準用する第十七条」と、第十条第一項中「指定介護予防支援(法第五十八条第四項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第五十八条第二項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第五十九条第三項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十二条 第一章から前章(第二十五条第六項及び第七項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援(法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条において準用する第十七条」と、第十条第一項中「指定介護予防支援(法第五十八条第四項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第五十八条第二項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第五十九条第二項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号） 抄
 （第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表（第一条関係） 一〇五十四（略） 五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第四項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九條第四項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九條の二十二第二項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九條の三十第一項（同法</p>	<p>別表（第一条関係） 一〇五十四（略） 五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七條第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九條第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九條の二十二第二項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九條の三十第一項（同法</p>

第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の
指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項
の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅
サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定
地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項
の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の
指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老
人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百五條の七第一項の
指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五條の十
七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、
同法第一百五條の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の
報告等、同法第一百五條の四十第一項(同法第一百五條の四十
二第三項において準用する場合を含む。)の指定調査機関等の
報告等、同法第八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等
の報告等、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第
十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一
条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 (略)

第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の
指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項
の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅
サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定
地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項
の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の
指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老
人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百五條の七第一項の
指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五條の十
七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、
同法第一百五條の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の
報告等、同法第一百五條の四十第一項(同法第一百五條の四十
二第三項において準用する場合を含む。)の指定調査機関等の
報告等、同法第八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等
の報告等、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第
十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一
条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 (略)